

令和 4 年 2 月 日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎

秦野市ごみ処理基本計画の改定について（答申）

令和 3 年 7 月 3 0 日付け、FNo.5・3・0（甲）により諮問のありました秦野市ごみ処理基本計画の改定について、当審議会において慎重に審議した結果、妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、次の意見に配慮されるよう要望します。

1 焼却対象量の減量が達成できない万一の場合にも備えること

はだのクリーンセンター 1 施設での安定的な処理に向けて着実に可燃ごみの減量に努めることは重要であるが、万一、計画どおり焼却対象量の減量が達成できない場合にも備えること。

2 将来的な家庭ごみ有料化の研究においては市民のメリットを調査すること

将来的な家庭ごみの有料化の研究においては、市民にとってどのようなメリットをもたらすのか調査し明らかにすること。また、市民への伝え方についても研究すること。

3 環境教育の副次効果を意識すること

子どもにごみと資源に関する教育を行うことは、副次的に家族に対する啓発にもつながる可能性があることを意識し、今後も取組を継続すること。

4 地球温暖化対策の側面からも可燃ごみの中のプラスチックを減らすこと

秦野市地球温暖化対策実行計画に掲げる廃棄物部門の数値目標達成に向け、可燃ごみの中のプラスチックを減らすよう努めること。